口

山口県の事務処理の特例に関する条例の

 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例………………………………………………………………………二六

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例…………………………………………………二七

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例……………………………………………九

一六 0 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例……………

÷ 疽

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例………………

○条例

目

次

3月21日 (火曜日)

平成 29年

山口県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の一部を改正する条例………………

.口県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十 <u>:</u> 日

Щ

Ш

Ш \Box 県 知 事 村 岡

嗣 政

山口県条例第一号

山口県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例 (昭和六十三年山口県条例第一号) の一部を次のように改正する。

本則中 「児童福祉」 の下に「及び精神障害者福祉」を加える。

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。

山口県個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山

 \Box

県

知

事

村

岡

嗣

政

山口県条例第二号

山口県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(山口県個人情報保護条例の一 一部改正)

第一条 山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

(山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 第十三条第一項の改正規定中「第二項」の下に「(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。)」を加え、 山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成二十七年山口県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。 第三

章第三節及び第三十二条第四号」を「及び第三章第三節」に改める。

第二十六条の改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務

関係情報提供者」に改める。

山

附 則

この条例は、 平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、 第二条の規定は、公布の日から施行する。

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県条例第三号

Щ \Box 県 知 事 村 尚

嗣

政

兀

不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって、

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の利用及び提供に関する条例 (平成十九年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十四号を第十五号とし、 第四号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、 第三号の次に次の一号を加える。

助成の申請をした者の氏名、

生年月日又は住所の確認に係るもの

附 則

この条例は、 規則で定める日から施行する。

Ш 口県の事務処理 一の特例に関する条例の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十 一日

県 知 事 村 岡 嗣 政

山 \Box

山口県条例第四号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例 (平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第十八号の四及び第十八号の六中 「美祢市」の下に 山陽小野田市」を加え、 同表第十八号の七を次のように改める。

十八の七 削除

山

別表第十八号の八及び第十八号の九中「美祢市」の下に「、 山陽小野田市」 を加え、 同表第十八号の十一に次のように加える。

- 組合等登記令 (昭和三十九年政令第二十九号。 以下この号において「政令」という。) 第十四条第四項の規定による嘱託をすること。
- 政令第二十五条において準用する商業登記法 (昭和三十八年法律第百二十五号)第二十五条第三項の交付をすること。

において同じ。)」に改め、 市」の下に「、長門市」を、 別表第十八号の十二イ中「二ヘクタール」を「四ヘクタール(光市及び柳井市が事務を処理する場合にあっては、二ヘクタール。 長門市」を、 和木町」 同号二中「二ヘクタール」を の下に「、上関町、 「山陽小野田市」の下に「、上関町、 田布施町、 「四ヘクタール」に改め、 平生町」を加え、 田布施町」を加え、同表第三十一号中「防府市」の下に「、 同表第十八号の十三中「下松市」の下に「、岩国市」を、 同号中「下松市」の下に「、岩国市」 を、 岩国市」を加え 「光市」の下に 以下この号

報

る。

附 則

(施行期日)

(経過措置

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

2 号の六の上欄に掲げる事務を除く。)のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、 の条例第二条の規定は、 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例 適用しない。 (以下「改正後の条例」という。) 別表の上欄に掲げる事務 (同表第十八号の四及び第十八

改正後

山口県学校職員定数条例の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十 <u>.</u> 日

県 知 事 村 出 嗣 政

山

山口県条例第五号

 \Box

山

山口県学校職員定数条例

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

(昭和三十一年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

号中「三、○八四人」を「三、○五五人」に、「一八六人」を「一八四人」に、「三、二七○人」を「三、二三九人」に改め、 条第三号中「一、二六八人」を「一、二五八人」に、「一五九人」を「一五八人」に、「一、四二七人」を「一、四一六人」に改め、 第二条第一号中「二、二二九人」を「二、二三八人」に、「五二六人」を「五一九人」に、「二、七五五人」を「二、七五七人」に改め、 同条第五号中 同条第四 同

五、 一五四人」を「五、一二一人」に、「三八九人」を「三七八人」に、「五、五四三人」を「五、四九九人」に改める。

附 則

Щ

.口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

四

山

知事等の給与の特例に関する条例

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

本則中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

(平成二十六年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

山口県条例第七号

平成二十九年三月二十一日

Ш

 \Box

県

知

事

村

岡

嗣

政

山口県条例第六号

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

山口県地方警察職員定数条例 (昭和三十二年山口県条例第十六号) の一部を次のように改正する。

第二条中「二三七人」を「二三八人」に、「八九八人」を「九〇二人」に、「九二九人」を「九三三人」に、「九五七人」を「九六一人」

「三、六三八人」を「三、六五一人」に改める。

に、

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

知 事 村 岡

Щ

П

政

県

嗣

公布の日から施行する。

附

則

この条例は、

平成二十九年三月二十一日

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

村 岡 嗣 政

Ш

 \Box

県

知

事

五.

報

山口県条例第八号

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事等の退職手当に関する条例(昭和三十二年山口県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その支給は、 任期ごとに行うことができる。

第三条第二項を削る。

(知事等の区分ごとの知事等としての引き続いた在職期間があるときは、それぞれの任期の満了の日及び退職し

た 日。 以下同じ。)」に改める。

第四条中「の日」を「した日

第五条中「計算は、」の下に「任期ごとの」を、「なつた日」の下に「(知事等の区分ごとの知事等としての引き続いた在職期間に係る任期

附 則 であるときは、それぞれの任期の開始の日。)」を加える。

この条例は、 公布の日から施行する。

職員の勤務時間 休日及び休暇に関する条例等の 一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山

 \Box

県 知 事 村 岡 嗣 政

山 \Box

山口県条例第九号

職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する条例 (昭和二十八年山口県条例第十一号) の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 ついて、週休日並びに始業及び終業の時刻について、 任命権者は、 次に掲げる職員 (人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。 職員の申告を考慮して、 第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設 に

け、 ごとの期間について、 間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、 間」という。 会規則の定めるところにより、 及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、)ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、 当該育児短時間勤務等の内容に従い、週休日を設け、 職員の申告を経て、 四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間 及び勤務時間を割り振るものとする。 同項及び第二項の規定にかかわらず、 及び当該期間につき前条に規定する勤 以下 単位期間 人事委員 「単位期

一 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの 子、 において同じ。) 定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。 員が現に監護するもの、 子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。 子 配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。 (民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別 の養育又は配偶者等 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規 (配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 以下同じ。 の介護をする職員であつて、 人事委員会規則で定めるもの 以下同じ。)であつて、 第十七条第一項 当該職

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改める。

第五条中「第三条第一項」及び「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

紀十条第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

山

口

第十五条第一項中 「配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 以下同じ。)、父母、 子、 配偶者の父母その他

人事委員会規則で定める者」を「配偶者等」に改める。

(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

第二条 学校職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例 (昭和四十六年山口県条例第三十号) の一部を次のように改正する

より同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定 合に限る。 間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 第十七条第一項中 であつて、 「子を」 当該学校職員が現に監護するもの、 を「子 (民法 (明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により学校職員が当該学校職員と 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定に (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属してい

 \Box

める者を含む。)を」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

般職の職員の給与に関する条例 (昭和二十六年山口県条例第二号) の一部を次のように改正する。

第七条第四項中 「第三条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第十四条第三項中 「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十六条の三第一項中「第三条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第四条 職員の育児休業等に関する条例 (平成四年山口県条例第一 号 の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(育児短時間勤務の勤務の形態で条例で定めるもの

第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態 (同項第

号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。 休日とし、 委員会の定めるところにより、 定の適用を受ける職員 週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、 職員の勤務時間、 四週間ごとの期間 休日及び休暇に関する条例 日曜日及び土曜日を週休日とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週 (育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあっては、 当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、 (昭和二十八年山口県条例第十一号。 二週間、 以下「勤務時間条例」という。) 三週間又は四週間に区分した各期間)につき 第三条第三項 かつ、 人事 — 日 の規

る。 勤務時間条例」という。 勤務時間条例第四条第一 次に掲げる勤務の形態 第三条第七項若しくは第十条の規定の適用を受ける職員 項又は学校職員の勤務時間、 (勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えないものに限る。 休日、 休暇等に関する条例 (昭和四十六年山口県条例第三十号。 (ハに掲げる勤務の形態は船舶に乗り組む職員に限 以 下 「学校職員

イ 一十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、 当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、 十九時間三十五分、

口 十五分、 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、 十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。 当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二

となるように、 し、及び当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎四週間につき四日以上となるように かつ、 毎四週間につき一週間当たりの勤務時間が四十二時間を超えないように勤務すること。 十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成十四年山口県条例第四十九号) の一部を次のように改正する。

第七条第五項中 「第三条第二項」の下に「及び第三項」を加え、 「及び」を「並びに」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

口

口県知事 村 岡 嗣 政

山

山口県条例第十号

山

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例 (平成二十六年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

者の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、 第六条第二項中「人事委員会規則で定める」を「配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶 及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその

他これに準ずるものとして人事委員会が認める事情とする」に改める。

第十三条中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、」を「人事委員会」とあるのは 「任命権者」と、」

に改める。

附則

この条例は、 公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例等の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山 \Box 県 知 事

村

岡

嗣

政

山口県条例第十一号

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

第一条

山口県税賦課徴収条例

(山口県税賦課徴収条例の一 部改正)

「平成三十一年」を 附則第五条の四の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、 「平成三十三年」に改める。 「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、 同条第四項中

(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

める。 十七条の四第二項第二号並びに第十七条の四の三第二項第二号及び同条第五項第二号中 附則第十三条の二第三項第二号、第十四条第三項第二号、 第十五条第二項第二号、 第十七条第三項第二号、 「附則第五条の五第一項」 第十七条の二第四項第 を 「附則第五条の五」に改 一号、 第

附則第十七条の七第三項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (平成二十五年山口県条例第十号) の一部を次のように改正する。

附則第一項第二号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第十二項及び第十三項中「平成二十九年改正後の条例」を「平成三十一年改正後の条例」に改める。

附則第十四項中 「平成二十九年改正後の条例」を「平成三十一年改正後の条例」に、 「平成二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を

「平成三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、 「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成三十一年経過措置対象課税仕入れ

等」に改める。

附則第十五項中 「平成二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「平成三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、 「平成二十九年旧

消費税法」を「平成三十一年旧消費税法」に改める。

十九年旧消費税法」を「平成三十一年旧消費税法」に改める。 附則第十六項中 「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、 同項第五号中 「平成二

附則第十七項中 「平成二十九年改正後の条例」を「平成三十一年改正後の条例」に改め、 「又は第四十一条第一項」 を削り、

年所得税法等改正法附則第三十九条第一項に」を「同項に」に改め、 「又は第四十二条第一項」を削る。 「平成二十八

費税法」に改める 二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に、 十九年旧消費税法」を の譲渡等」に改め、 税仕入れ等に係る」に改め、 「平成三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等、」に、「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等に係る」を「平成三十一年経過措置対象課 附則第十八項中「平成二十九年改正後の条例」を「平成三十一年改正後の条例」に、「平成二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等、 同項第二号ロ中「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に、 「平成三十一年旧消費税法」に、 同項第一号ロ及びハ中 「平成二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「平成三十一年経過措置対象課税資産 「平成二十九年新消費税法」を「平成三十一年新消費税法」に改め、 「平成二十九年新消費税法」を 「平成三十一年新消 同号ハ中 「平成二 「平成 を

経過措置対象課税仕入れ等」に改める。 象課税資産の譲渡等」を「平成三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、 附則第十九項から第二十一項までの規定中 「平成二十九年改正後の条例」を 「平成三十一年改正後の条例」に、 「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」 「平成二十九年経過措置対 を「平成三十一年

附則第二十二項中 「平成二十九年改正後の条例」を 「平成三十一年改正後の条例」に、 「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を

成三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

Щ

附則第二十三項及び第二十四項中「平成二十九年改正後の条例」を「平成三十一年改正後の条例」に改め、 「又は第四十二条第一 項 を削

る

(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正

第三条 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (平成) 一十八年山 口県条例第三十八号) の 一 部を次のように改正する。

(昭和二十五年山口県条例第三十九号)」を削り、 附則第九条の四の八の次に三条を加える改正規定を次のように改める。

附則第九条の四の八の次に次の一条を加える。

に掲げる字句とする

(自動車税の環境性能割の税率の特例

第九条の四の九 に同条第三項の規定の適用については、 営業用の自動車に対する第八十六条第一 当分の間、 次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 項及び第二項 (これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。 それぞれ同表の下欄 並び

する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
する場合を含む。)	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

第二号イの項中 法第七条第一項」を 項及び第二項」を を「第八十九条の十一第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、 する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定める うに、 関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車を のをいう。以下この条において同じ」を「法第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、 附則第九条の五の改正規定を次のように改める。 表第八十四条第 ものをいう。第五項第三号において同じ」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、 「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第八十六条第一項第二号に規定する軽油自動車」に、 附則第九条の五の見出し中 に改め、 「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、 同項の表第八十四条第一項第一号イの項中「第八十四条第一項第一号イ」を「第八十九条の十一第一項第 一項第 「第八十四条第一項第二号イ」を「第八十九条の十一第一項第二号イ」に改め、 「同項及び同条第二項」に、「第八十九条第二項」を「第八十九条の二十第二項」に改め、 「第八十三条第三項」に、 号ロの項中 「自動車税」の下に 「第八十四条第一項第一号ロ」を「第八十九条の十一第一 「この条」を「この項」に、 「の種別割」 を加え、 同条第一項中 「新車新規登録」を 「自動車税」 「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないも の下に 項第一号ロ」に改め、 同表第八十四条第一項第二号ロの 「初回新規登録」 「バス(一般乗合用のものに限る。 「の種別割」を加え、 「新車新規登録」を「初回新規登 「専ら可燃性天然ガスを内燃機 同項第一号中「道路運送車両 に改め、 同表第八十四条第一 廃エネルギーを回収 「第八十四条第 同 に改 項第二号中 項中 項 同

Щ

 \Box

項中 号ハ(1) を「第八十九条の十一第一項第五号ハ(1) に改め、 号ロ」に改め、 を加え、 九条の二十第一項」に改め、 第八十九条第二項第一号の項中「第八十九条第二項第一号」を「第八十九条の二十第二項第一号」に改め、 第八十四条第 十四条第一 五号イの項中 の十一第一項第三号イ2」に改め、 八十四条第一 一項第一号」に改め、 |号ハ(1)| を 「第八十九条の十 「第八十九条の十一第一項第二号ハ②」に改め、 「第八十九条第二項第二号」を に改め、 「第八十四条第一 項第五号口」 項第二号口」 一項第四号ロの項中「第八十四条第一項第四号ロ」を「第八十九条の十一第一項第四号ロ」に改め、 「第八十九条の十一第一項第二号 「第八十四条第一項第五号イ」を「第八十九条の十一第一項第五号イ」に改め、 同表第八十四条第一項第四号イの項中 同条第五項から第七項までを削る。 一第一 同表第八十四条第二項第二号の項中「第八十四条第二項第二号」を「第八十九条の十一第二項第二号」 を「第八十九条の十一第一項第五号ロ」に改め、 項第五号ハ(2)」 項第三号ロ」を「第八十九条の十一第一項第三号ロ」に改め、 を「第八十九条の十一第一項第二号ロ」に改め、 同条第三項中 同表第八十四条第一項第三号ロの項中「第八十四条第一項第三号ロ」を「第八十九条の十一第一項第三 「第八十九条の二十第二項第二号」に改め、 に改め、 「第八十四条第四項」を「第八十九条の十一第四項」に改め、 ハ(1)」に改め、 同表第八十四条第二項第一号の項中 同表第八十四条第一項第三号イ2の項中「第八十四条第一項第三号イ2」 「第八十四条第一項第四号イ」を 同表第八十四条第一項第五号ハ2の項中「第八十四条第一項第五号ハ2」 同表第八十四条第一項第二 同表第八十四条第一 同表第八十四条第一項第二号ハ(1)の項中 附則第九条の五第二項中 「第八十四条第二項第一号」を 「第八十九条の十一第一項第四号イ」 一号ハ(2)の項中 同条第四項中 項第五号ハ(1)の項中 同表第八十四条第一項第五号口 「第八十四条第一 「第八十四条の二」 「第八十九条第一 「自動車税」 同表第八十九条第二項第二号の 同表第八十四条第一項: 「第八十四条第 「第八十四条第一 「第八十九条の十 の 下 に 項第二 項 を「第八十九条 を「第八十九条 に改め、 に改め、 の項中 「の種別割 一号ハ 「第八十 一項第五 (2) 同表 項 同表 を

本則を第二条とし、 同条の前に次の一条を加える。 山

口

第一条 山口県税賦課徴収条例 (昭和二十五年山口県条例第三十九号) の 一 部を次のように改正する。

Н 第五項中 て十二年を経過した日の属する年度」に改め、 附則第九条の を 同項第二号中 「平成十六年三月三十一日」に、 「平成二十六年四月一 五第 「平成十七年三月三十一 項中「平成二十八年度分」を 日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで_ 「もの」を 日」を 同条第三項中 「平成十八年三月三十一日」に、 もの 「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改 「平成二十八年度分」 を もの」 「当該各号に定める年度以後の年度分」 を「もの 同項第一 新車新規登録を受けた日から 号中 「平成十五年三月三十 に改め、 同条

め、

上欄に掲げる」

の 下 に

「同条の」

を加え、

同項の表第八十四条第一項第

一号イの項中

「第八十四条第一項第

一号イ

を

第

一項第

Щ

 \Box

(2) 年四月一日 されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、 同表第八十四条第 中 同表第八十四条第一項第一号ロの項中「第八十四条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、 年度基準エネル 同項第四号中 に、 \mathbb{H} 第一号」 八十四条第一項第五号ハ(2)」 八十四条第一 新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」 「第八十四 項第五号イ」に改め、 第八十四条第 項第二号ロ」に改め、 「第八十四条第 (次項において を 「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、 ・平成 項第五号ハ(1)の項中 「第一項第三号イ(2)」 一十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」 に改め、 条第 から平成 二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を 項第二号ハ(2)の項中 「この条」 ギー消費効率 一項第一 一項第四号ロ」を 以上 同表第八十四条第二項第二号の項中 「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。 一項第三号イ(1)」 項第四号イの項中 一十九年三月三十一日まで」に、 一号イ」 同表第八十四条第一項第五号ロの項中「第八十四条第一項第五号ロ」 同表第八十四条第一項第二号ハ(1)の項中「第八十四条第 を削り、 を「この項及び次項」に、 を 第八十四条第一 に改め、 (基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定めら を 「第一項第五号ハ(2)」に改め、 同項の表第八十四条第一 第一 「第一項第四号ロ」に改め、 「第八十四条第一項第二号ハ(2)」 を 同表第八十四条第一項第三号ロの項中 第一 「第八十四条第一項第四号イ」を「第一項第四号イ」 項第二号イ」に改め、 項第五号ハ(1)」 項第三号イ(1) 「以下この号」 を「には、 「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、 「第八十四条第二項第二 当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車 を 項第一号イの項中 に改め、 を「第一項第五号ハ(1)」に改め、 「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八 「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度におい 同表第八十四条第二項第一号の項中 同表第八十四条第一項第五号イの項中 同表第八十四 平成二十九年度分」 を を「第一項第二号ハ(2)」に改め、 同表第八十四条第一項第三号イ(2)の項中 「次項」に、)に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、 条第 「第八十四条第一項第三号ロ」を 「第八十四条第一項第一号イ」を 号 一項第一 一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」 「平成二十七年度以降」 を「第二項第二号」に改め、 に改め、 一号ロの項中 に改め、 を「第一項第五号ロ」に改め、 同表第八十四条第一項第五号ハ 「上欄に掲げる」 「第八十四条第二項第一 同表第八十四条第一項第二号イの 同表第八十四条第一 同表第八十四条第一項第三号イ(1) 「第八十四条第一項第五号イ」 「第八十四 当該自動 「には、 を 第 「平成三十一 「第八十四条第一 「第一項第一 の 下 に 条第 附則第九条の 平成二十九年度分」に改 軍が平成二十七年 一項第三号ロ」に改 一項第一 「同条の」 項第四号口 「かつ平成三十二 一年度以降」 号イ 号 に改め、 号口 (2)同表第八 五第六項 項第三号イ 0 項中 「第二項 、て適用 を を 同 加え、 凣 0)

十四四

項中

項中

号口 号ハ(2)の項中 二号口 め、 第四号口 第一項第三号イ(2) 号イ」に改め、 五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、 第三号イ(1)の項中 に改め、 第二号イの項中 号」を「第二項第一号」に改め、 同表第八十四条第一 に改め、 の項中 を 同表第八十四条第一項第二号ハ(2)の項中 第 「第八十四条第一項第五号ハ(2)」 同表第八十四条第一項第四号イの項中 同表第八十四条第一項第一号ロの項中 一項第二号ロ」に改め、 「第八十四条第一項第四号ロ」を 「第八十四条第一項第二号イ」を 「第八十四条第一項第三号イ(1)」 を「第一 項第五号ハ(1)の項中 項第三号イ(2)」に改め、 同表第八十四条第二項第二号の項中 同表第八十四条第一項第二号ハ(1)の項中 同表第八十四条第一項第五号ロの項中「第八十四条第一項第五号ロ」 を 「第八十四条第一 第 第 「第八十四条第一項第二号ハ2」を 「第一項第五号ハ(2)」 を 同表第八十四条第一項第三号ロの項中「第八十四条第一項第三号ロ」 「第八十四条第一項第四号イ」を「第一 第一 「第八十四条第一項第一号ロ」を 一項第四号ロ」に改め、 一項第二号イ」に改め、 項第三号イ(1)」に改め、 項第五号ハ(1)」を に改め、 「第八十四条第二項第二号」を 同表第八十四条第一項第五号イの項中 同表第八十四条第一項第二号ロの項中 同表第八十四条第二項第一号の項中 「第一項第五号ハ(1)」 「第八十四条第一項第二号ハ⑴」を 同表第八十四条第一項第三号イ2)の項中 「第一項第二号ハ2」に改め、 第一 項第四号イ」に改め、 項第一号ロ」に改め、 に改め、 「第二項第二号」 を 同表第八十四条第 「第一項第五号口」 同表第八十四条第一 同表第八十四条第一項 同表第八十四条第一項 第一 「第八十四条第二項: 「第八十四条第一項第 「第八十四条第一 に改め を一 項第二号ハ(1) 第 第八十四 一項 一項第三 に改 項 第 項

第一条中第四十八条の改正規定 平成二十九年一月一日

山

る規定は、

当該各号に定める日」に改め、

同項に次の各号を加える

附則第

項中

「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一

旦に、

「第四十八条の改正規定は、

同年一月一日」

を

「次の各号に掲げ

二 第一条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八項の規定 平成二十九年四月

附則第一 二項中 「改正後の山口県税賦課徴収条例」を 「第二条の規定による改正後の山 口県税賦課徴収条例」 に改める。

H

附則第四項を次のように改める。

4 する。 規定により市町に対し交付するものとされる法人の事業税に係る交付金をいう。 加算して交付するものとする 改正後の条例第四十九条の二の規定は、 ただし、 平成三十一 年度に限り、 法人事業税交付金は、 施行日以後に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金 同年度内に交付しないで、 以下この項から第六項までにおいて同じ。 平成三十二年度に交付すべき法人事業税交付金に (改正後の条例第四十九条の二の につい 、て適用

附則第五項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改める。

附則第六項中「平成三十年度及び平成三十一年度」を「平成三十三年度及び平成三十四年度」に改める。

附則第十四項を附則第十五項とし、附則第十項から第十三項までを一項ずつ繰り下げる。

度」に、 附則第九項中 「平成二十八年度分までの」を「平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、 「平成二十九年度」を「平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年 同項を附則第十項とす

る。

同項を附則第九項とし、

附則第七項の次に次の見出し及び一項を加える。

附則第八項の前の見出しを削り、

8 (自動車税に関する経過措置 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例の規定中自動車税に関する部分は、 平成二十九年度以後の年度分の自動車税について

なお従前の例による。

附則

適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

口県知事 村 岡 嗣 政

Ш

山口県条例第十二号

山

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例 (昭和三十一年山口県条例第一号) の一部を次のように改正する。

別表第一の7の表十六の項中「牛のブルセラ病検査」を「牛又は豚のブルセラ病検査」に、

「牛のヨーネ病検査|

牛

0)

日

1

- ネ病検

査

一百百

頭につき

七百五十円 | を

「建築基準法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法	・七条の二十一第一項の指定さ		認定申請手数料に関する部分の備考4中
い己多にデニーニの二の政化が男及等や業务や言画	十六万円	一件につき	の高さに関する特別の三第二項ただし書を集準法第六十条
	十六万円	一件につき	に関する 規定 の 三第一 項第三 等 一 項第三 号 の 許 可 積 の 許 の 言 第 り の う り り り り り り り り り の り の り の り の り
L を	十六万円	一件につき	のの高さに関する特別 の高さに関する特別 の一種築基準法第六十条
		十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分中	十六の項建築物建築等許
	千八百十円	一頭につき	(2) るもの R 法によ
	千五百九十円	一頭につき	よるもの よるもの
			牛白血病検査
に、「及び」を「又は」に改め、別表第一の8の表二	千五百九十円	一頭につき	粘膜病検査 牛ウイルス性下痢・
	七百五十円	一頭につき	の方法によるもの方法によるも
	千八百十円	一頭につき	(1) P C R 法による

5

0)

Щ

- 8 5の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。 1 の場合における申請書に、 登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の 金額
- 9 より算定した額と7の例により算定した額を合算した額とする。 2の場合における申請書に、 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額 は 6 0) 例
- 10 び三十三の五 た額と9の例により算定した額を合算した額とする。 3の場合における申請書に、 一の項において「登録判定評価機関」という。 登録住宅性能評価機関であり、 が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、 かつ、 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの 8の例により算定 (以下この項及

建築物エネルギー 関が作成した適合証又は知事が別に定める書類」に改め、 能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類」 別表第一の8の表三十三の三の項低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に関する部分の備考4中 消費性能判定機関が作成した」に改め、 消費性能判定機関が作成した」に改め、 同備考中8を11とし、 に改め、 同備考7中「(2又は3の場合に係るものを含む。)に」を「に、 同備考5中 7の次に次のように加える。 同備考6中「 (1又は3の場合に係るものを含む。 (1から3までの場合に係るものを含む。 「適合証」 に適合証 を 一、 を 登録住宅性 K 登録建築物エネル に、 を 登録住宅性 能 評 登録 価

- 8 1 `例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする の場合における申請書に、 登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の 金額 は
- 9 より算定した額と7の例により算定した額を合算した額とする の場合における申請書に、 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額 は 6 0) 例に

山

口

10 3の場合における申請書に、 登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、 8の例により算定した額と9の

例により算定した額を合算した額とする。

機関」 び 4 中 判定機関」に改め、 十三の五の項とし、 録建築物調査機関等」 請手数料に関する部分の備考2及び3中 宅性能評価機関」に改め、 第五十三号。 同部分の備考3中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項の登録建築物調査機関 ち非住宅部分 登録建築物調査機関 7 別表第一の8の表三十三の四の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する部分の〇中 国土交通省令第 「登録建築物調査機関等」という。 という。 「登録建築物調査機関」 以下この項において「法」という。 (以下この項において「非住宅建築物等」という。 を 同表三十三の三の項の次に次のように加える。 同備考5中「登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一 号。 を 「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、 を 「登録住宅性能評価機関」 以下この項において「省令」という。 同備考7中 「登録判定評価機関」 を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」 「登録建築物調査機関」)」を削り、 「登録建築物調査機関」 に改め、) 」 を に改め、 同備考6中 法 同項建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に関する部分の備考る及 同備考6中 に改め、 を「登録判定評価機関」 を 「登録建築物調査機関等」を「登録住宅性能評価機関」 第八条第一号イ(2)」 「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 同備考4中 「登録建築物調査機関」 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 に改め、 「登録建築物調査機関」 を に改め、 同備考5及び6中 「非住宅建築物等 を「登録判定評価機関」 同項建築物のエネルギー (以下この項において 「登録建築物調査機関等」 を 「非住宅建築物又は複合建築物 (省令第十条第 「登録建築物エネルギー 項の」及び に改め、 (平成二十八年経済産業省 に改め、 同備考4及び5中 消費性能に係る認定申 に改め、 「(以下この項にお 一号イ(2) (平成二十七年法律 「登録建築物調査 同項を同 を 同備考7中 に改 消費性能 「登録住 表三 のう

()
ギ分等う建に下るは
ー(の)の 一(の)の 一(の)の 一)の 一)の 一)物 で項宅建宅 性物性 の の の の の の の の の の の の の
質染にの等「及宅産宅性物供う等」及部築建能エすち」と住次(に物基ネる工とは次(に物準ル部場い宅項以係又
準ル部場い宅項以係又 以床 未床
上面 満面 五積 の積
千の もの 平合 の合 方計 計
メが が 1二 二
ト千 千 ル平 平 一未方 一 方
ル平 大 大 大 大 大 大 大 大 に の も に の も の の も の の も の の の も の の の も の の の も の の の も の の も の の の も の の の も の の の も の の の も の の の も の の の も の の の も の の の も の の も の も の も の も の ら の ら の も る ら る る る る る る る る る る る る る
つもト つ ト きのル き ル
<u>+</u>
十 万 二 四 千 万 円
卢

十七万円	未満のもの一件につきまでは、一件につきまでは、一件につきである。		
二十三万七千円	 		料性費え
十九万千円	を は上二万五千平方メートル未満の は上二万五千平方メートル未満の	のを除く。)	
十五万四千円	以上一万平方メートル未満のものは面積の合計が五千平方メートル	(よる デル に供する はまま ではまる ではる ではる ではる ではる ではる ではる ではる では	
十万五千円	以上五千平方メートル未満のもの 床面積の合計が二千平方メートル	二 非主宅建築物等	
四万三千円	未満のもの 一件につき		
二十三万七千円	床面積の合計が五千平方メートル 未面積の合計が一万平方メートル もの 大のもの トル以上のもの トル以上のもの 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき	るにう法い(ロー令所交流 で で で で で で で で の で の の に の に の の に の の に の の の の の の の の の の の の の	
	_		

		_	_
二万千円	未満のもの		
八十七万円	トル以上のもの 一件につき 一件につき		
七十六万三千円	ー件につき もの 以上二万五千平方メートル未満の 床面積の合計が一万平方メートル	く。) 定に係るものを除	
五十六万八千円	以上一万平方メートル未満のもの床面積の合計が五千平方メートル	物のにの 法基分(モデリント (モデリント は る が り る り る り の の の の の の の の の の の り の の の の	
四十六万九千円	以上五千平方メートル未満のもの床面積の合計が二千平方メートル	四 非住宅建築物等	
三十万円	未満のもの 一件につき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
五十六万二千円	トル以上のもの 一件につき 一件につき		
四十八万五千円	ー件につき 以上二万五千平方メートル未満の 味面積の合計が一万平方メートル	る。) 定に係るものに限	
三十四万五千円	以上一万平方メートル未満のもの床面積の合計が五千平方メートル	物部供する部分の による (モデル以外 ののうち は ののうち は による は のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	
二十七万九千円	以上五千平方メートル未満のもの床面積の合計が二千平方メートル	三 非住宅建築物等	

			手通
十一万九千円	トル以上のもの 一件につき 一件につき		商費ネ
九万五千円	もの 以上二万五千平方メートル未満の 味面積の合計が一万平方メートル	のを除く。)	
七万八千円	以上一万平方メートル未満のもの床面積の合計が五千平方メートル	にのうちに がまれる はいまれる でいまれる 部分 (日本) はいまれる はいまれる はいまれる はいまれる はいまれる はいまれる はいまれる はいまれる はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいま	
五万三千円	以上五千平方メートル未満のもの床面積の合計が二千平方メートル	二非主它畫築勿等	
二万二千円	未満のもの 一件につき		
十一万九千円	トル以上のもの 一件につき 一件につき		
九万五千円	もの 以上二万五千平方メートル未満の はの は は に で さ の 一件につき	の。 に 限 る。 し え う。 し え え っ。 し え っ。 し え っ。 し え っ。 し え る。 こ。 こ。 こ。 こ。 こ。 こ。 こ。 こ。 こ。 こ。 こ。 こ。 こ。	
七万六千円	以上一万平方メートル未満のもの床面積の合計が五千平方メートル	はアルナー (のうちになる) はいまでは、一のうちには、一切をは、一切をは、一切をは、一切をは、一切をは、一切をは、一切をは、一切を	
五万千円	以上五千平方メートル未満のもの床面積の合計が二千平方メートル	一非主它畫築勿等	
	一件につき		

				_	_
四十三万五千円	トル以上のもの 一件につき床面積の合計が二万五千平方メー				
三十八万二千円	ー件につき 以上二万五千平方メートル未満の 味面積の合計が一万平方メートル	°) (に係るものを			
二十八万五千円	以上一万平方メートル未満のもの床面積の合計が五千平方メートル	物のにの			
二十三万五千円	以上五千平方メートル未満のもの床面積の合計が二千平方メートル	建 築 物			
十五万千円	未満のもの 一件につき 未満のもの 一件につき				
二十八万二千円	トル以上のもの 一件につき 一件につき				
二十四万三千円	ー件につき 以上二万五千平方メートル未満の 以上二万五千平方メートル未満の	。) に 係るもの に			
十七万三千円	以上一万平方メートル未満のもの床面積の合計が五千平方メートル	物のにの 法基準による 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年		スラ	
十四万円	以上五千平方メートル未満のもの床面積の合計が二千平方メートル	非住宅建築物		判性が 単能 単能 が に適消費 は 関性 に に に に に に に に に に に に に	四三三の十
八万六千円	未満のもの ・ 大満のもの 一件につき 一件につき		数 料		
		_	_	_	_

			=
十一万九千円	トル以上のもの 一件につき 一件につき	育該	青該
九万五千円	ー件につき 以上二万五千平方メートル未満の 味面積の合計が一万平方メートル	のを除く。)	
七万八千円	以上一万平方メートル未満のもの床面積の合計が五千平方メートル	にの また にの また にの また にの また は と は ない	
五万三千円	以上五千平方メートル未満のもの床面積の合計が二千平方メートル	17 丰主三里至勿穿	
二万二千円	未満のもの 一件につき床面積の合計が二千平方メートル		
十一万九千円	トル以上のもの 一件につき 床面積の合計が二万五千平方メー		
九万五千円	ー件につき 以上二万五千平方メートル未満の 味面積の合計が一万平方メートル	12.	
七万六千円	以上一万平方メートル未満のもの床面積の合計が五千平方メートル	よデル に い は い は り き は き は き は き る 部 等 の に く に て に る ま る ま る の る の る の る の る の る の る の る の	
五万千円	以上五千平方メートル未満のもの床面積の合計が二千平方メートル	一) 非主宅建築勿等	
二万千円	未満のもの ・ ・ ・ 一件につき ・ に面積の合計が二千平方メートル		

山

Ш

口県資金積立基金条例

(昭和六十年山口県条例第三号)

の一部を次のように改正する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

別表山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金の項を削る。

この条例は、

平成二十九年三月三十一日から施行する。

附

則

山口県条例第十三号

山

備

考

1 殖場、 「工場等」とは、 倉庫、 卸売市場及び火葬場又はと畜場、 工場、 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 水産物の増殖場又は養

をいう。

2 と三若しくは四に定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場 むものに限る。)について判定を受ける場合の手数料の金額は、 非住宅建築物等 (工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含 一若しくは二に定める額

くは四に定める額のいずれか低い額とする。

等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ臼若し

附 則

この条例は、

平成二十九年四月一日から施行する。

ただし、

別表第一の8の表二十六の項の改正規定は、

公布の日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

Ш

嗣 政

岡

二六

 \Box 県 知 事 村

山口県市町振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

Щ

 \Box

県

知 事

村

岡

嗣

政

山口県条例第十四号

山口県市町振興基金条例の一部を改正する条例

山口県市町振興基金条例 (昭和四十三年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八十八億八千九百万円」を「四億円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

П 県 知 事 村 岡

Ш

嗣 政

山口県条例第十五号

山

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成十年山口県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改める。

2 法第五十五条第二項 (法第六十二条において準用する場合を含む。) の規定による提出は、 助成金の支給を行った後遅滞なく、 行わなけれ

ばならない。

附 則

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

Ш

 \Box 県 知

事

村

岡

嗣

政

平成二十九年三月二十一日

山口県条例第十六号

指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成二十四年山口県条例第四十六号) の一部を次のように

改正する。

第三条第三項中 「障害福祉サービス」の下に「 。 以 下 「障害福祉サービス」という。)」を加える。

認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの くは中等教育学校を卒業した者、 第二十九条第一項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると 同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、 保育士又は学校教育法 (以下「障害福祉サービス経験者」という。)」に改める。 (昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校若し 通常の課程による十二年の学校教育を修了し

者」と」を加え、 第三十九条中 「場合において」の下に「、 「あるのは、 を「あるのは」に改める 同条第一項中「指導員又は保育士」とあるのは「児童指導員、 保育士又は障害福祉サービス経験

附 則

山

 \Box

(施行期日)

1 この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置

2 基準該当通所支援の事業を行う者については、平成三十年三月三十一日までの間は、 第十五条及び第十九条を除く。)、第二十八条及び第三十八条 スに係る指定通所支援の事業を行う者及び改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、 この条例の施行の際現に児童福祉法 「改正前の条例」という。)第三十九条において準用する改正前の条例第二章 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の指定を受けている放課後等デイサービ (第五項を除く。)に定める基準を満たしている放課後等デイサービスに係る (第四条から第六条まで、第八条から第十条まで、 改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例 第十四 設備及び

する改正後の条例第三十八条第一項の規定にかかわらず、 運営に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第二十九条第一項及び改正後の条例第三十九条において読み替えて準用 なお従前の例による。

児童福祉施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

Ш П 県 知 事 村 岡

嗣

政

山口県条例第十七号

児童福祉施設条例等の一部を改正する条例

(児童福祉施設条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設条例 (昭和三十九年山口県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中 「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める

第三条第一号中「情緒障害を有する」を「社会生活への適応が困難となつた」に、 「情緒障害児」を「措置児童」に改め、 同条第二号から

第七号までの規定中 「情緒障害児」を「措置児童」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正

山

口

第十一条の三第一号中 「情緒障害児短期治療施設」を 「児童心理治療施設」に改める。 第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例 (昭和五十九年山口県条例第二十二号)

の一部を次のように改正する。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十四年山口県条例第三号) の一部を次のように改正する。

目次及び第十三条第二項中「情緒障害児短期治療施設_ を「児童心理治療施設」に改める。

「第十一章 情緒障害児短期治療施設」を「第十一章 児童心理治療施設」に改める。

第五十四条第 項、 第五十五条第一項及び第四項、 第五十六条並びに第五十七条第一項及び第二項中 「情緒障害児短期治療施設 を 「児童

心理治療施設」に改める

附 則 る。

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山

 \Box

県

知

事

村

岡

嗣

政

山口県条例第十八号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例

山口県立都市公園条例 (昭和四十八年山口県条例第三号) の一部を次のように改正する。

別表第二維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の伍中「三十二万八千七十円」を「三十四万百七十円」に改める。

附 則

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

山口県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

 \Box

県 知 事 村 尚 嗣

政

Щ

 \Box

山口県条例第十九号

山

山口県建築基準条例の一部を改正する条例

(昭和四十七年山口県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一章 総則 第一 条・第二条) 山口県建築基準条例

目次中 第二章 災害危険区域 (第三条・第四条) 」

を

第一章

総則

(第一条—第四条) 」

に、

「第三章」を「第二章」に、

「第四章」を

第三章」に、「第五章」を「第四章」に、 「第六章」を 「第五章」に改める。

第一条中「第三十九条、」及び「、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限」を削り、 「及び日影」を「並びに日影」に改め

 \equiv

第二章 災害危険区域」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第三章を第二章とし、 第四章を第三章とし、 第五章を第四章とする。

第二十四条第一項中 「第四条、 」を削る。

第六章を第五章とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 山口県の事務処理の特例に関する条例 (平成十二年山口県条例第二号) の一部を次のように改正する。

別表第三十四号の三及び第三十四号の四中イを削り、口をイとし、ハからトまでを口からへまでとする。

山口県工業用水道条例の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山

口

県 知 事 村 岡 嗣 政

Щ \Box

山口県条例第二十号

山口県工業用水道条例の一 部を改正する条例

山 口県工業用水道条例 (昭和三十七年山口県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

「五円九十銭」を「五円五十銭」に、 別表第二小瀬川工業用水道の項中「七円七十銭」を「七円九十銭」に、 「一円六十銭」を「一円三十銭」に改め、 「一円」を「三十銭」に、 「六十銭」を「四十銭」に改め、 「四円九十銭」を「四円八十銭」に、 同表周南工業用水道の項中「二十五円八十銭」を「二十五円」に、「六円六十銭」を「六円七十 同表向道・川上工業用水道の項中 「五円八十銭」を「六円十銭」に、 「二十銭」を「三十銭」に、 「七十銭」を「一円十銭」に改め、 「四円七十銭」 「一円七十銭」を「一円三十銭 を「四円六十銭」に、 同

報

平成29年3月21日

平平 成成

二十九年三月二

十十

一 日 発 印 行 刷

発発 行行 人所

山山

口口 県 知県

事庁

表厚東川工業用水道の項中「五円二十銭」を「五円十銭」に、 「五円七十銭」を「五円六十銭」に、 「四十銭」を「五十銭」に改める。

附 則

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山

 \Box

県 知 事

村

岡

嗣

政

山口県条例第二十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例 (昭和五十九年山口県条例第二十二号) の 一 部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(風俗営業の営業時間の制限

第五条の二 を営んではならない。 の時間及び午後十一時から翌日の午前零時前 法第二条第一項第四号の営業(まあじやん屋を除く。)を営む風俗営業者は、 (当該翌日が前条第二項に規定する日にあつては、 山口県の区域内において、 午前一時まで) の時間においては、 午前六時後午前九時まで その営業

附 則 山

 \Box

この条例は、 平成二十九年六月一日から施行する。